

江の川水系（下流）大規模氾濫時の減災対策協議会 規約改正

大規模氾濫減災協議会における協議について

- 水防法の一部改正(平成29年6月)に伴い、大規模減災協議会(以下「協議会」という。)を法定協議会に移行。
- 協議会では、多様な機関が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進。
- 既存ダムの洪水調節機能強化の検討は、洪水による被害の軽減に資する取組となることから協議会において協議。

水防法抜粋

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

各水系における既存ダムの洪水調節機能の強化の検討体制について

- 国、県の大規模氾濫時の減災対策協議会（以下、「減災協」という）に既存ダムの洪水調節強化等を検討する部会（以下「ダム部会」という）を設置。（国、県の減災協それぞれに組織）
- ダム部会の構成員である河川管理者、ダム管理者、利水者により、治水協定等の検討を実施。
- 県管理区間に設置されている上流ダムについても検討するため、減災協の構成員を流域全体に拡大するとともに、ダム管理者の追加も検討。（当面は、国直轄管理区間と県管理区間減災協の合同開催）
- 今後、各減災協における取組方針（ハード、ソフト対策（治水協定、ダムの事前放流等を含む））に取組内容として取り込む。

減災協の構成（鳥取県内をイメージ）

国直轄河川大規模氾濫時の減災対策協議会

＜委員＞
 ○○市長、○○市長、
 ○○県 危機管理局长、○○県 土木部長
 気象庁 ○○地方気象台長
 中国地方整備局 ○○国道事務所長、
 ○○河川事務所長(事務局)

○○県大規模氾濫時の減災対策協議会（北部・西部、東部）

＜委員＞
 ○○市長、○○市長、
 ○○県 危機管理局长、○○県 出先事務所長
 気象庁 ○○地方気象台長
 中国地方整備局 ○○国道事務所長、
 ○○河川事務所長(事務局)

拡大減災協の構成と主な取組（岡山）

○○川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

＜委員＞
 ○○市長、○○市長、○○市長、○○市長、
 ○○県 危機管理局长
 ○○県 土木部長
 気象庁 ○○地方気象台長
 中国電力(株)○○センター所長、
 農林水産省 中国四国農政局
 中国地方整備局 ○○国道事務所長、
 ○○河川事務所長(事務局)

※青文字が追加の組織

◆主な取組内容

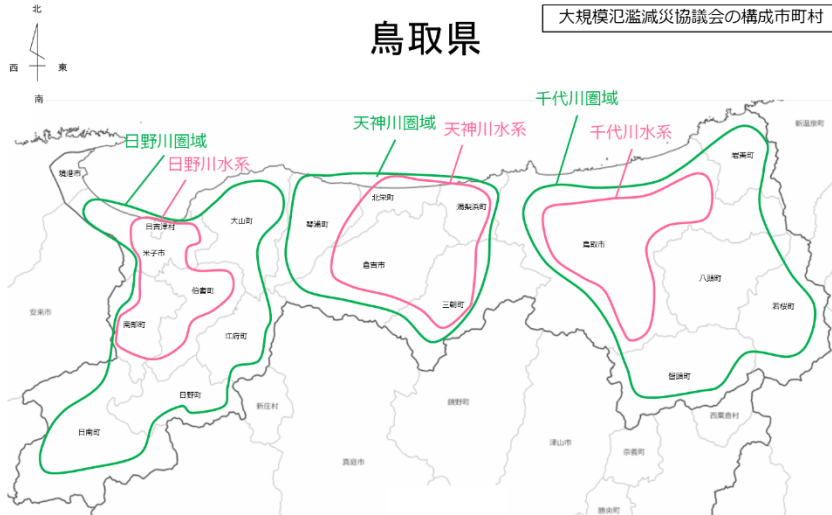
- ①県管理区間を含めたハード対策の情報共有
- ②ダムの放流情報を考慮した水系全体の多機関連携型タイムラインの検討【防災行動計画検討部会】
- ③ハザードマップの作成などソフト対策の検討
- ④ 既存ダムの洪水調節強化—治水協定【ダム技術検討部会(仮称)】

減災協へ検討結果の報告

【ダム部会】(新規設置)

構成機関
 河川管理者、ダム管理者、利水者(水道、農水、工水、発電等)

減災協へ検討結果の報告



凡例

緑：県管理河川
 赤：国管理河川

※日野川圏域は境港市がオブザーバーで参加
 ※千代川水系は八頭町がオブザーバーで参加

出典：国土地理院 地理院地図

【ダム部会(仮称)】(新規設置)

構成機関
 河川管理者、ダム管理者、利水者(水道、農水、工水、発電等)

高梁川の例

